

令和8年4月7日

四万十市長 山下 元一郎 様

四万十市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 曾根 寧



行政情報の非公開決定に係る審査請求に関する諮問（令和7年度諮問第4号）について（答申）

令和8年1月9日付け7四総第259号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 第一 審査会の結論

四万十市長（以下「実施機関」という。）が令和7年12月10日付けで行った行政情報一部公開決定（7四企第349号）は、本件文書の入手時期等に関する行政情報（後述）について不存在を理由に非公開としたことについては妥当、また、本件文書（後述）の一部を非公開としたことについては不当である。

### 第二 審査請求の経過

- 1 令和7年11月26日、審査請求人は、実施機関に対し、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定により、情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和7年12月10日、実施機関は、条例第11条第3項の規定により、行政情報一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和7年12月25日、審査請求人は、本件処分についてこれを不服として、条例第15条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和8年1月8日、実施機関は、四万十市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年四万十市条例第2号。以下「審査会条例」という。）第8条の規定により、弁明書を提出した。
- 5 令和8年1月9日、実施機関は、条例第17条の規定により、本件審査請求について、四万十市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 6 令和8年1月20日、審査請求人は、審査会条例第8条の規定により、実施機関の弁明書に対する反論書を提出した。
- 7 令和8年1月27日、審査会は、審査会条例第7条の規定により、実施機関の職員から意見を聴いた。

### 第三 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、概ね次のように主張している。

#### 1 審査請求書における主張

審査請求人は、「令和7年5月13日に四万十市が高知地方裁判所に提訴した「補助金返還・損害賠償請求事件」の訴状に添付した書証（甲A14 審査の結果について（写）。本答申書において「本件文書」という。）及び当該文書を「誰が・いつ・どこで」受領したのかが分かる文書（本答申書において「本件文書の入手時期等に関する行政情報」という。）についての公開を求め、その理由は以下のとおりである。

- (1) 本件文書は、文部科学省が令和4年8月23日付けで学校法人京都市育英館（以下「学校法人」という。）に通知した「審査の結果について」であり、実施機関自身が学校法人を相手方とする裁判において、重要な証拠として提出した文書である。実施機関が裁判で証拠書類として使用していることは、この文書を実際に入手し、保有していることは明らかであるが、「誰が・いつ・どこで」の入手に関する記録が存在していないとして非公開とすることは、一般的な行政事務の考え方から見て不自然である。
- (2) 外部から文書を受け取った場合、その日時や経緯を記録することは通常の事務処理であり、組織として訴訟に用いるほどの重要な文書について、その記録だけが存在しないという説明は、合理性を欠いている。
- (3) 本件文書は、実施機関が実際に保有し、使用している文書であり、その内容や入手時期を明らかにすることは、大学誘致事業の検証や公金支出の透明性を確保するために不可欠なものであり、本件の公開不可と行政文書不存在の決定は妥当性を欠くものである。
- (4) 本件文書は既に裁判に証拠書類として提出されており、公開の法廷で内容が示されている。また、四万十市、学校法人ともに大学誘致断念を既に発表しており、公開不可とする必要性は低いと考えられる。裁判では使用しながら、情報公開請求に対しては公開不可とすることは、市民から見て理解しにくく、公平性を欠く対応である。

#### 2 反論書における主張（趣旨が審査請求書と重複する部分については省略）

##### (1) 本件文書の公開と公益性について

本件文書は、文部科学省から学校法人にあてた「審査意見書」であり、その意見種類として「改善事項」と「是正事項」の区別がある。実施機関は、学校法人から報告を受けたあと、四万十市議会の委員会では「一部補正」と説明していたが、令和5年9月議会では「是正項目あり」であったと市長が述べるなど、その内容は異なっている。実施機関は「単なる補正」をうけたと事業を継続したが、市長発言は、実施機関が「是正事項」を認識していた疑いもある。その検証には、本件文書の公開が不可欠となる。これは、市民の知る権利及び公金支出の適正性、透明性を確保するという高い公益性に資するものである。

##### (2) 不開示理由（条例第9条第1項第3号）適用の不当性

実施機関による「国が公開していないから国との協力関係が著しく損なわれる」との主

張には、具体的・客観的なことの説明がなく国との協力関係に支障を来たす恐れはない。処分庁は学校法人と令和4年11月に大学誘致計画の断念を記者発表し、基本協定書も解除していることから、大学誘致計画は終焉しており、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうことにはならない。

また、訴訟による公開性について、実施機関は自ら本件文書を訴訟の証拠書類として提出しており、裁判所において閲覧制限（民事訴訟法第92条）もない誰でも閲覧可能な情報を市民に「不開示」とする決定は論理矛盾している。

### (3) 受領時期を「不存在」とする決定の不当性

大学誘致事業には多額の公金が投じられており、その事業継続の可否を判断する最大の根拠となったのが文部科学省の「審査意見書」である。意思決定の過程を後から検証できるように記録し保存することは行政の責務であり、「記録がないから出せない」という論理を認めれば、行政の不作为（意図的な記録を廃棄・隠蔽）を正当化することになり、情報公開制度を逸脱することを許すことになる。ゆえに不当な決定である。

## 第四 実施機関の主張要旨

実施機関は、概ね次のように主張している。

### 1 弁明書における主張

以下の理由から、本件処分における手続及び内容において違法・不当な点はなく、本件請求は棄却されるべきである。

- (1) 本件処分は、本件請求の内容に該当する行政情報を検索した結果、本件文書の一部を非公開にし、また本件文書の入手時期等に関する行政情報は不存在であったため、行政情報の一部公開決定を行ったものである。
- (2) 本件文書は、裁判の証拠書類であり公開不可とする必要性は低いと審査請求人が主張する点は、裁判所における裁判記録の開示等が民事訴訟法に基づき行われるのに対し、地方公共団体は自治体が制定した情報公開条例に基づき、情報公開の可否を判断すべきものであり、本件処分は、四万十市情報公開条例に基づき判断したものである。
- (3) 審査請求人は、本件文書の入手時期等に関する行政情報の公開を求めているが、不存在である情報を公開することは不可能である。

### 2 意見陳述における主張

- (1) 本件文書は、学校法人との話し合いの中で参考資料として提供を受けたものであり、取得時期は不明。当該文書は、市の文書管理規程に基づく文書等に該当すると判断しているが、当時は重要なものではないという判断をしていたので、收受印の押印、管理票の登録は行っていない。当時の状況を総合的に判断した場合、特に不適切な事務処理ではなかったと考えている。
- (2) 本件請求の対象となっている文書收受簿は、Excelで管理しており、データ上の検索を行

ったが不存在であった。

- (3) 本件請求の対象となる「協議記録」、「議事録」、または「復令書」等、当該文書の取得経緯と日時が記録された一切の文書については非常に広範囲に及ぶが、サーバーの中で保管している文書データ、書面としてファイルに綴じられているもの、メールについても全て確認をしたが不存在であった。
- (4) 本件文書は、令和4年10月から3月までの間のどこかで紙ベースとして受け取ってはいるが、誰が、いつ、どこで受け取ったのかは特定できていない。
- (5) 本件文書の一部を非公開としたことについては、条例第9条第3号に規定する非公開事由である「国等との信頼関係を損なうおそれがあるケース」に該当すると判断している。これは、国等との間における協議や依頼、委任に基づいて実施機関が作成、取得した情報であって、公開することにより国等との信頼関係を損なうおそれがあるものである。本件文書の取扱いについて文部科学省に問い合わせを行ったところ、「学校法人から文部科学省への申請は既に取り下げをしており、本件文書は文部科学省に今はないという扱いなので、文部科学省としては情報公開できるものではない」との見解であった。国が情報公開しないものを市が独自の判断で公開することは、市と国との信頼関係を損なうことになるとの判断から、本件文書の本質的な部分について、一部非公開とした。

## 第五 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「市民の知る権利として、市民が市の保有する情報の公開を求める権利を保障することにより、市政への参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的」として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、判断するものである。

### 2 本件審査請求について

本件請求は、審査請求人が本件文書及び本件文書の入手時期等に関する行政情報の公開を求めたものである。

審査請求人は、本件文書の一部公開については、大学誘致計画は終焉しており、本件情報を公開することによって国等との協力関係を著しく損なうことにはならない等、主張している。

また、本件文書の入手時期等に関する行政情報の不存在については、本件文書は実施機関として重要な情報であり、「誰が・いつ・どこで」入手したかの記録が存在していないことは、一般的な行政事務の考え方からは不自然である等、主張している。

これに対し、実施機関は、本件文書については、条例第9条第3号に規定する非公開事由である「国等との信頼関係を損なうおそれがあるケース」に該当すると判断し、一部公開とした。

また、本件文書の入手時期等に関する行政情報については、文書データ及び書面での確認をし

たが不存在であったと主張している。

### 3 本件文書の入手時期等に関する行政情報の存否について

本件審査請求の対象となる本件処分は、本件文書の入手時期等に関する行政情報について、実施機関が「行政情報不存在」として非公開決定を行ったものであることから、審査会においては、当該行政情報が存在するか否かについて検討する。

審査請求人は、本件文書は、実施機関自身が学校法人を相手方とする裁判において、重要な証拠として提出した文書であり、「誰が・いつ・どこで」の入手に関する記録が存在していないことは、一般的な行政事務の考え方からみて不自然であると主張するが、その主張を裏付ける具体的な根拠は示されていない。

一方、実施機関は、本件請求の対象となる「協議記録」、「議事録」、または「復令書」等、当該文書の取得経緯と日時が記録された一切の文書については非常に広範囲に及ぶが、サーバーの中で保管している文書データ、書面としてファイルに綴じられているもの、メールについても全て確認をしたが不存在であったと主張している。

審査会としては、審査請求人の主張、実施機関の主張に基づき検討を行ったところ、本件請求に係る行政情報について、審査請求人の「一般的な行政事務の考え方からみて不自然である」との主張を肯定することにつながるような事実を認めることができない以上、合理的な根拠もなく、実施機関の主張を覆す判断を行うことはできないと判断する。

よって、審査請求人が公開を求める本件請求に係る行政情報は、存在しないと認めるのが相当である。

### 4 本件文書の一部を非公開としたことについて

実施機関は、本件文書の一部を非公開としたことについては、条例第9条第3号（以下「当該規定」という。）に規定する「国等との信頼関係を損なうおそれがあるケース」に該当することを理由として主張している。

このため、審査会においては、本件文書の一部を非公開としたことが当該規定に該当するか否かについて検討する。

当該規定は以下のとおりである。

(3) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)の機関が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより国等との信頼関係を損なうおそれがあり、次のいずれかに該当することが明らかなもの

ア 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他すべての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの

イ 機関内部又は相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるもの

(1) まず、本件文書はその内容から、国の機関が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。次に、当該規定に該当するには、「公開することにより国等との信頼関係を損なう

おそれがあること」及び「ア又はイのいずれかに該当すること」のいずれについても明らかであることが必要である。

四万十市が作成した四万十市情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）において、「公開することにより国等との信頼関係を損なうおそれがあるもの」として4点例示されているが、本件文書についてはその内容等から、「(4) その他公開することにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの」にのみ該当する可能性があるものと考えられる。

また、解釈運用基準では、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」ことが客観的に明白でなければならないということであり、単におそれがあるということだけでは本号を適用することはできないものである。」と示されている。

このため、本件文書を公開することが、四万十市と文部科学省との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが明白であるか否かを客観的に判断する。

実施機関は、本件文書の取扱いについて文部科学省に問い合わせを行ったところ、「学校法人から文部科学省への申請は既に取り下げをしており、本件文書は文部科学省に今はないという扱いなので、文部科学省としては情報公開できるものではない」との見解であった。国が情報公開しないものを市が独自の判断で公開することは、市と国との信頼関係を損なうことになることと実施機関は判断したとのことだが、その判断はあくまでも国の意向について実施機関が推測したものである。このため、その他、市と国との信頼関係を損なうことになることと判断できる具体的な根拠が示されていない以上、本件文書を実施機関が公開することによって、文部科学省との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが明白であると言い切れる状況ではないと審査会は判断する。

- (2) また、当該規定に該当するには「公開することにより国等との信頼関係を損なうおそれがあること」だけでなく「ア又はイのいずれかに該当すること」についても明らかであることが必要であるところ、実施機関からはこの事由に該当する具体的な根拠が示されていない。
- (3) よって、当該規定に該当するとして実施機関が本件文書の一部を非公開としたのは不当であると審査会は判断する。

## 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

## 6 結論

以上のことから、審査会は、本件処分の内、本件文書の入手時期等に関する行政情報について不存在を理由に非公開としたことは妥当であるとの結論に達し、また、本件文書の一部を非公開としたことについては不当であるとの結論に達したことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。